

検査報告等に関する財務上の是正改善効果（26年試算）について

平成27年6月
会計検査院

平成27年6月

検査報告等に関する財務上の是正改善効果（26年試算）の公表について

会計検査院では、本院の活動を国民に分かりやすく説明する見地から、検査報告等に関し1年間になされた検査対象機関による是正改善のうち、国等の検査対象機関に財政、財務面でプラスの便益をもたらした是正改善についてその規模、程度を金額で表示できるものを、一定の前提及び把握方法に基づき、「検査報告等に関する財務上の是正改善効果」として試算しています。

今般、26年試算を取りまとめましたので、公表いたします。

26年試算の是正改善効果は528件、4102億円となっています。

<目次>

- ・ 検査報告等に関する財務上の是正改善効果（26年試算）・・・・・・・・・・ 1
- ・ 検査報告等に関する財務上の是正改善効果について（説明）・・・・・・・・ 4
- ・ 1件10億円以上の財務上の是正改善効果（26年試算）の概要・・・・・・・・ 9
- ・ 1件10億円未満の財務上の是正改善効果（26年試算）の概要・・・・・・・・ 38
- ・ Q&A・・ 39

(問い合わせ先)

会計検査院 事務総長官房 上席企画調査官

TEL 03-3581-3251 (代表)

03-3581-8113 (直通)

検査報告等に関する財務上の是正改善効果（26年試算）

- 1 会計検査活動により得られる効果には牽制効果等金額として把握できないものなども含め様々なものがありますが、検査報告等に関する財務上の是正改善効果は、これらの効果の一部として、補助金等の返還、経費の節減、収益の増加など、国等の検査対象機関の財政、財務面でプラスの便益をもたらしたものについてその規模、程度を金額で表示できるものを、一定の前提及び把握方法に基づき試算するものです。

（財務上の是正改善効果の例）（p. 4 1（1）参照）

- ・ 公益法人等が保有する基金等に係る余剰資金等の国庫への返還又は有効活用
- ・ 多額の剰余金が生じている特別会計への一般会計からの繰入額の減額等
- ・ 独立行政法人の不要財産の国庫納付
- ・ 利用されていない資産の売却
- ・ 契約方式、積算基準等を改善することによる経費の節減
- ・ 過大となっていた補助金等の返還

（財務上の是正改善効果では把握されないものの例）（p. 6 2参照）

- ・ 利用が低調な施設や制度の利用率を向上させるなど事業効果の発現の改善（事業効果の発現の改善）
- ・ 不適切な設計や施工による工事目的の不達成状態に対する手直し工事の実施による是正（手直し工事による是正）
- ・ 会計法令違反や特別会計財務書類等に係る表示の誤り等の是正（法令違反・表示の是正）
- ・ 会計事務等の是正改善による事務の適正化、効率化や透明性の向上（事務手続の改善）
- ・ 内部統制等が十分機能するための体制の整備（内部統制等の整備）
- ・ 各府省等が、他の検査対象機関に係る検査報告掲記事項等を参考として、同様の事態の有無を自ら調査して是正する効果（波及効果）
- ・ 会計実地検査等そのものが相当な牽制となって違法不当な会計経理が未然に防止される効果（牽制効果）

2 26年試算における是正改善効果は、本院が26検査年次（25年10月から26年9月まで）中の検査において確認した以下の（ア）から（ウ）までの合計額としています。（p.5 1（3）及びp.8 別表参照）

（ア）平成25年度決算検査報告（平成26年11月7日内閣に送付）の掲記事項等のうち、26検査年次中に直ちに是正される掲記事項等に係る是正改善効果の額

（イ）平成20年度決算検査報告から平成24年度決算検査報告までに掲記された掲記事項等のうち、制度の改正を必要とするなど実際の是正改善が図られるまでに一定の時間を要する掲記事項等に係る是正改善効果の額

（ウ）平成21年度決算検査報告から平成25年度決算検査報告までに掲記された掲記事項等のうち、改善の処置が執られ同様の事態の再発防止が図られた掲記事項等に係る是正改善効果の額

3 26年試算の是正改善効果は合計で528件、4102億円となりました。

財務上の是正改善効果は、本院が不適切、不合理な事態として指摘した不当事項、意見表示・処置要求事項、処置済事項及び特記事項に関する是正改善のほか、随時報告、国会要請事項の報告及び特定検査状況における本院の所見も踏まえるなどして、検査対象機関において所要の措置が執られ事態の改善が図られているものなどが含まれています。

22年試算以降の掲記区分別の内訳を示すと、表1のとおりです。

（表1）財務上の是正改善効果の掲記区分別内訳

	22年試算	23年試算	24年試算	25年試算	26年試算
	1340億円	1兆1197億円	1兆8068億円	3467億円	4102億円
不当事項	134億円	100億円	54億円	77億円	87億円
意見表示・処置要求事項	340億円	7262億円	1兆7551億円	2559億円	1877億円
処置済事項	193億円	296億円	145億円	616億円	1724億円
特記事項	10億円	—	—	—	—
随時報告	—	—	0	4億円	413億円
国会要請事項の報告	272億円	3536億円	316億円	208億円	0
特定検査状況	388億円	—	0	0	—

（注）端数処理の関係で、掲記区分別内訳の金額を集計しても合計の金額とは一致しない。

- 4 26年試算における是正改善効果は、平成20年度決算検査報告から平成25年度決算検査報告までに掲記された掲記事項等を算定対象としています。そして、22年試算以降の検査報告の掲記年度別にみた是正改善効果は、表2のとおりです。

(表2) 財務上の是正改善効果の掲記年度別内訳

	22年試算	23年試算	24年試算	25年試算	26年試算
	1340億円	1兆1197億円	1兆8068億円	3467億円	4102億円
平成16年度決算検査報告	480億円	—	—	—	—
平成17年度決算検査報告	262億円	61億円	—	—	—
平成18年度決算検査報告	32億円	1773億円	25億円	—	—
平成19年度決算検査報告	66億円	283億円	244億円	558億円	—
平成20年度決算検査報告	342億円	5449億円	970億円	727億円	423億円
平成21年度決算検査報告	156億円	3465億円	1兆5484億円	1062億円	988億円
平成22年度決算検査報告	—	163億円	727億円	452億円	236億円
平成23年度決算検査報告	—	—	615億円	111億円	297億円
平成24年度決算検査報告	—	—	—	553億円	560億円
平成25年度決算検査報告	—	—	—	—	1597億円

(注) 端数処理の関係で、掲記年度別内訳の金額を集計しても合計の金額とは一致しない。

- 5 財務上の是正改善効果は、国等の検査対象機関に財政、財務面でプラスの便益をもたらした是正改善についてその規模、程度を試算したものであり、検査報告に記述されている不適切、不合理な会計経理の規模等を表した指摘金額とは異なる概念です。また、検査報告掲記事項等の中には、制度の変更を必要とするなど、検査対象機関によって実際に是正改善が図られるまでに一定の時間を要するものも多く、それらについては実際には是正改善が図られたときには是正改善効果として把握されますので、毎年の是正改善効果は是正改善が図られた時期に影響を受けることになります。

検査報告等に関する財務上の是正改善効果について（説明）

1 検査報告等に関する財務上の是正改善効果

（1）財務上の是正改善効果の考え方と把握対象

会計検査院は、常時会計検査を行い、会計経理を監督し、その適正を期し、かつ、是正を図ることとされています。本院が検査報告、国会及び内閣に対する報告（随時報告）、国会からの検査要請事項に関する報告等の中で不適切、不合理等であるとした会計経理については、検査対象機関によりその是正がなされたり、改善の処置が講じられて同様の事態の再発防止等が図られたりといった是正改善がなされます。

これらの是正改善の中には、その規模を金額で表示することが可能なものと困難なものがあり、是正改善の規模を金額で表示することが可能なものの中には、損害額の回復、過大支出の未然防止など、国等の検査対象機関に財政、財務面でプラスの便益をもたらすものがあります。また、本院では、検査の結果が予算の編成・執行や事業運営等に的確に反映され実効あるものとなるように、その後の是正改善等を継続的にフォローアップしています。

そこで、本院では、「検査報告等に関する財務上の是正改善効果」として、検査報告等に関し1年間になされた**検査対象機関による是正改善のうち、国等の検査対象機関に財政、財務面でプラスの便益をもたらした是正改善についてその規模、程度を金額で表示できるものを**、計数確認について検査対象機関の協力も得つつ、一定の前提及び把握方法に基づき試算しています。

具体的には、以下のような是正改善を財務上の是正改善効果の把握対象としています。

- ・ 公益法人等が保有する基金等に係る余剰資金等の国庫への返還又は有効活用
- ・ 多額の剰余金が生じている特別会計への一般会計からの繰入額の減額等
- ・ 独立行政法人の不要財産の国庫納付
- ・ 利用されていない資産の売却
- ・ 契約方式、積算基準等を改善することによる経費の節減
- ・ 過大となっていた補助金等の返還

(2) 検査報告等と財務上の是正改善効果の関係

財務上の是正改善効果は、検査報告等に関し1年間になされた検査対象機関による是正改善のうち、財政、財務面でプラスの便益をもたらした是正改善を捉えたもので、国会での議論、検査対象機関における是正改善の努力等と相まって本院の検査活動によってもたらされたと認められるものを対象としています。

財務上の是正改善効果の把握においては、本院が不適切、不合理な事態として指摘した事項に関する是正改善のほかに、以下のものも対象としています。

- ・ 国会及び内閣に対する報告、国会からの検査要請事項に関する報告及び特定検査対象に関する検査状況における本院の所見も踏まえるなどして、検査対象機関において所要の措置が執られ事態の改善が図られているもの
- ・ 本院の検査報告掲記事項等に係る検査対象機関が、当該事項に係る本院の指摘に基づき、当該指摘の対象となった部局等以外について同様の事態の有無を自ら調査し、是正したもの（自主調査分）

(3) 財務上の是正改善効果の把握方法

財務上の是正改善効果は、例えば26年試算の場合、下記の(ア)から(ウ)までのとおり、主に26検査年次中の検査において確認した事実等に基づき、一定の前提及び把握方法により試算したものです（p.8 別表参照）。

(ア) 26検査年次中に直ちに是正されるもの

検査対象機関において直ちに損害回復等の是正措置が執られる不当事項等については、直近の平成25年度決算検査報告に掲記された不当事項等に係る是正状況を財務上の是正改善効果に計上しています。

(イ) 制度の改正を必要とするなど実際の是正改善が図られるまでに一定の時間を要するものなど

検査報告掲記事項等のうち、法制度の変更を必要とするなど実際の是正改善が図られるまでに一定の時間を要するものについては、既往5か年度（20年度から24年度まで）の検査報告掲記事項等のうち、25年度中の是正改善（26年度当初予算に反映され、かつ、その全額が収納又は支出されたものも含む。）の状況を26検査年次中のフォローアップ検査等において確認し、財務上の是正改善効果に計上しています。

(ウ) 改善の処置が執られ同様の事態の再発防止が図られたもの

処置済事項等の多くについては、改善の処置が執られる結果、以降は同様の事態の再発防止が図られます。5か年度（21年度から25年度まで）の検査報告掲記事項等のうち、再発防止策が機能し効果が継続していることを本院が確認したものについては、最長5年間にわたり毎年同程度の効果が生じているものとして、財務上の是正改善効果に計上しています。

2 財務上の是正改善効果では把握されないもの

会計検査活動により得られる効果には様々なものがありますが、財務上の是正改善効果は、これらの効果の一部について試算するものです。

会計検査活動による直接的な効果のうち**財務上の是正改善効果以外のもの**としては以下のようなものがあります。

- ・ 検査報告掲記事項等に関する検査対象機関の是正改善ではあるものの、利用が低調な施設や制度の利用率を向上させるなど事業効果の発現の改善、不適切な設計や施工による工事目的の不達成状態に対する手直し工事の実施による是正、会計法令違反や特別会計財務書類に係る表示の誤りの是正等の効果（＝直接財務面での便益にはつながらない効果）
- ・ 検査の結果、検査対象機関において、会計事務の是正改善が行われたことによる事務の適正化、効率化や透明性の向上、内部統制が十分機能するための体制の整備等の効果（＝金額で表示することが困難である効果）
- ・ 検査の結果が、支出要件の適正化等の形で翌年度以降の予算へ反映されていると推定できるものの、その執行が確認できない効果

また、財務上の是正改善効果の対象とはしていない会計検査活動による**間接的な効果**としては、以下のようなものがあります。

- ・ 各府省等が、他の検査対象機関に係る検査報告掲記事項等を参考として、同様の事態の有無を自ら調査して是正する効果や、経理執行等に留意するため同様の事態の発生が未然に防止される効果（＝波及効果）
- ・ 毎年あるいは数年に一度行われる会計実地検査等そのものが検査対象機関にとって相当な牽制となり違法不当な会計経理が未然に防止される効果（＝牽制効果）

3 財務上の是正改善効果と検査報告における指摘金額等の関係

検査報告等の内容は広範囲にわたっていますが、会計検査院の所見は、主に①法令、予算に違反し又は不当と認めた事項(不当事項)、②意見を表示し又は処置を要求した事項(意見表示・処置要求事項)、③会計検査院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項(処置済事項)、④特に掲記を要すると認めた事項(特記事項)、⑤国会及び内閣に対する報告(随時報告)、⑥国会からの検査要請事項に関する報告(国会要請事項の報告)、⑦特定検査対象に関する検査状況(特定検査状況)の7掲記区分で記述されています。

このうち、①から④までの掲記区分には、不適切、不合理な事態の内容等に応じて、「指摘金額」や「背景金額」が記述されています。指摘金額は、租税や社会保険料等の徴収不足額、工事や物品調達等に係る過大な支出額、補助金等の過大交付額、管理が適切に行われていない債権等の額、有効に活用されていない資産等の額、計算書や財務諸表等に適切に表示されていなかった資産等の額等です。また、背景金額は、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認める場合や、政策上の問題等から事業が進捗せず投資効果が発現していない事態について問題を提起する場合等において、上記の指摘金額を算出することができないときに、その事態に関する支出額や投資額等の全体の額を示すものです。これらの金額は不適切、不合理な会計経理の規模あるいはこれらに関連する支出等の規模を表しているものといえます。

一方、財務上の是正改善効果は、前記のとおり、「検査対象機関による是正改善のうち、国等の検査対象機関に財政、財務面でプラスの便益をもたらした是正改善についてその規模、程度を金額で表示できるもの」であり、不適切、不合理な会計経理の規模等を表す指摘金額や背景金額とは異なる概念です。そして、事項によっては、改善方策の検討や法律の改正が必要となるため、是正改善効果を生じるまでに数年間の時間を要したり、再発防止策が機能し効果が継続するなどのため、是正改善効果が複数年にわたって生じたりすることから、財務上の是正改善効果の額と直近の検査報告の指摘金額とは直接連動するものではありません。

別表 財務上の是正改善効果の把握方法（26年試算の把握例）

□ ……財務上の是正改善効果（26年試算）として把握している範囲

(ア) 26検査年次中に直ちに是正されるもの

直ちに損害回復等の是正措置が執られる不当事項等については、直近の平成25年度決算検査報告に掲記された事項に係る財務上の是正改善効果を26検査年次（25年10月から26年9月まで）中の検査において確認。

効果発現年 検査報告	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
21年度														
22年度														
23年度														
24年度														
25年度														
検査年次														

財務上の是正改善効果				
22年試算	23年試算	24年試算	25年試算	26年試算
130 億円	—	—	—	—
—	128 億円	—	—	—
—	—	608 億円	—	—
—	—	—	548 億円	—
—	—	—	—	1589 億円
130 億円	128 億円	608 億円	548 億円	1589 億円

(イ) 制度の改正を必要とするなど実際の是正改善が図られるまでに一定の時間を要するものなど

既往5か年度（20年度から24年度まで）の検査報告の掲記事項等に係る是正改善のうち、25年度の財務上の是正改善効果を26検査年次中の検査において確認。

効果発現年 検査報告	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
16年度														
17年度														
18年度														
19年度														
20年度														
21年度														
22年度														
23年度														
24年度														
25年度														
検査年次														

財務上の是正改善効果				
22年試算	23年試算	24年試算	25年試算	26年試算
480 億円	—	—	—	—
246 億円	61 億円	—	—	—
15 億円	1756 億円	25 億円	—	—
28 億円	243 億円	206 億円	558 億円	—
263 億円	5339 億円	856 億円	614 億円	423 億円
—	3373 億円	1兆5392 億円	967 億円	829 億円
—	—	678 億円	410 億円	170 億円
—	—	—	97 億円	282 億円
—	—	—	—	519 億円
—	—	—	—	—
1033 億円	1兆0773 億円	1兆7160 億円	2649 億円	2225 億円

(ウ) 改善の処置が執られ同様の事態の再発防止が図られたもの

本院の指摘がなければ今後も同様の事態が同程度生じたであろうとの前提で、5か年度（21年度から25年度まで）の検査報告の掲記事項等のうち、再発防止策が機能し財務上の是正改善効果が継続していることを26検査年次中の検査において確認。（最長5年間にわたり毎年の試算ごとに1年間分を計上）

効果発現年 検査報告	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
17年度														
18年度														
19年度														
20年度														
21年度														
22年度														
23年度														
24年度														
25年度														
検査年次														

財務上の是正改善効果				
22年試算	23年試算	24年試算	25年試算	26年試算
15 億円	—	—	—	—
17 億円	17 億円	—	—	—
38 億円	40 億円	38 億円	—	—
79 億円	109 億円	114 億円	112 億円	—
25 億円	92 億円	91 億円	95 億円	158 億円
—	35 億円	48 億円	42 億円	65 億円
—	—	6 億円	13 億円	14 億円
—	—	—	5 億円	40 億円
—	—	—	—	7 億円
176 億円	295 億円	298 億円	269 億円	287 億円

(ア)、(イ)、(ウ)の計

1340 億円	1兆1197 億円	1兆8068 億円	3467 億円	4102 億円
---------	-----------	-----------	---------	---------

(注) 端数処理の関係で、内訳の金額を集計しても合計の金額とは一致しない。

1 件 1 0 億円以上の財務上の是正改善効果（26年試算）の概要

各事項名に付した「発現態様」及び「把握方法」の記号は、以下のA～F、(ア)～(ウ)の記号と対応している。

○ 財務上の是正改善効果の発現態様について

- A 公益法人等が保有する基金等に係る余剰資金等の国庫への返還又は有効活用
- B 多額の剰余金が生じている特別会計への一般会計からの繰入額の減額等
- C 独立行政法人の不要財産の国庫納付
- D 利用されていない資産の売却
- E 契約方式、積算基準等を改善することによる経費の節減
- F その他

○ 財務上の是正改善効果の把握方法（詳細はp. 8参照）について

- (ア) 26検査年次中に直ちに是正されるもの
- (イ) 制度の改正を必要とするなど実際に是正改善が図られるまでに一定の時間を要するものなど
- (ウ) 改善の処置が執られ同様の事態の再発防止が図られたもの

発現 把握
態様 方法

- | | | |
|---|---------------------------|---------------|
| (1) 東日本大震災復旧・復興予備費を財源とする農畜産業振興対策交付金の未使用額及び返還額を交付先から速やかに国庫に納付させるよう改善させたもの（平成25年度決算検査報告p. 470・処置済事項）（農林水産省・指摘金額 731億7466万円） | 798億円（25年試算：-） | C（ア）13 |
| (2) 中央職業能力開発協会に緊急人材育成・就職支援事業臨時特例交付金を交付して設置造成させた緊急人材育成・就職支援基金（緊急人材育成支援事業）について、使用見込みのない額を速やかに国庫へ返納させるよう改善させたもの（平成25年度決算検査報告p. 360・処置済事項）（厚生労働省・指摘金額 752億3648万円） | 752億円（25年試算：-） | A（ア）14 |
| (3) 国庫補助金等により基金法人に設置造成された基金の状況について（平成24年度決算検査報告p. 921・随時報告） | 413億円（25年試算：-） | A（イ）15 |
| (4) 特別会計への一般会計からの繰入れについて、歳出予算の不用の見込みを繰入額に確実に反映させることにより、繰入れを適切かつ効率的なものとするよう改善の処置を要求したもの（平成21年度決算検査報告p. 719・処置要求事項）（国土交通省・指摘金額 15億1536万円） | 394億円（25年試算：482億円） | B（イ）16 |
| (5) 建設国債の発行により調達されて、一般会計から特別会計に繰り入れられた資金に係る剰余金等の用途等について、建設国債の発行に対して法律上設けられている制限を形がい化することなどが無いようにするための方策を検討するよう意見を表示したもの（平成20年度決算検査報告p. 132・意見表示事項）（財務省・背景金額 785億8378万円） | 392億円（25年試算：340億円） | B（イ）17 |
| (6) 特別会計への一般会計からの繰入れについて、繰入超過額を減額して繰り入れることとするよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに繰入れの対象となる利子の支払に実際に必要となる額のみを繰り入れるこ | | |

- とにより繰入れを適切かつ効率的なものとするよう改善の処置を要求したもの（平成21年度決算検査報告p. 347・処置要求事項）（厚生労働省・指摘金額 1198億3277万円） **3 3 1 億円 (25年試算:280億円)** B (イ) 1 8
- (7) 国の出資金等を財源として独立行政法人農林漁業信用基金が行う農業信用基金協会に対する貸付業務について、各農業信用基金協会の代位弁済の見込みや財務状況を踏まえて真に必要な額の貸付けを行うことなどにより、貸付金が有効に使用され、貸付金及び出資金等が適切な規模のものとなるよう改善の処置を要求したもの（平成23年度決算検査報告p. 448・処置要求事項）（農林水産省・指摘金額 123億8300万円） **1 2 3 億円 (25年試算:-)** C (イ) 1 9
- (8) ニュータウン整備事業について、長期未処分地の需要を喚起するための方策を検討したり、土地の時価を算定する際の精度の向上に向けた取組を行ったりするなどして、事業完了に向けた取組が計画的かつ的確に行われるよう意見を表示したもの（平成23年度決算検査報告p. 890・意見表示事項）（独立行政法人都市再生機構・指摘金額 936億3820万円、背景金額 1兆6019億円） **1 1 5 億円 (25年試算:50億円)** D (イ) 2 0
- (9) 国会議員の選挙等の執行経費の交付額の算定について、投票所経費、開票所経費等の算定を選挙事務の実態に即したものとするなどにより執行経費の適正化を図るよう意見を表示したもの（平成21年度決算検査報告p. 99・意見表示事項）（総務省・背景金額 331億2196万円） **7 1 億円 (25年試算:-)** E (ウ) 2 1
- (10) 公益法人に補助金を交付して設置造成させている運用型の基金が保有する資金について有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの（平成22年度決算検査報告p. 723・処置要求事項）（独立行政法人農畜産業振興機構・指摘金額 82億8413万円） **6 5 億円 (25年試算:17億円)** A (イ) 2 2
- (11) エネルギー対策特別会計の周辺地域整備資金について、当面の間は資金残高の規模を縮減させるとともに、今後需要額の算定が必要となる場合には積立目標額の規模を見直すなどして、当面需要が見込まれない資金を滞留させないような方策を検討するよう意見を表示したもの（平成22年度決算検査報告p. 452・意見表示事項）（経済産業省・指摘金額 657億円） **6 2 億円 (25年試算:38億円)** A (イ) 2 3
- (12) 農地保有合理化促進事業強化基金造成事業等により造成された基金を廃止し、国庫補助金相当額を国庫に返還させることとして、財政資金の有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの（平成21年度決算検査報告p. 482・処置要求事項）（農林水産省・指摘金額 68億9695万円） **5 9 億円 (25年試算:4億円)** A (イ) 2 4
- (13) 長期間更地となっている土地について速やかに必要性の検討を行ったり、利用が低調となっている土地について利用方法の見直しを行ったりして、保有する必要性が乏しい場合は処分を検討するよう改善させたもの（平成23年度決算検査報告p. 729・処置済事項）（日本銀行・指摘金額 22億2668万円） **3 3 億円 (25試算:4億円)** D (イ) 2 5
- (14) 厚生労働省が医療施設耐震化臨時特例交付金を交付して都道府県に造成させている基金の有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの（平成22年度

- 決算検査報告p. 317・処置要求事項) (厚生労働省・指摘金額 16億2985万円)
30億円(25年試算:51億円) A (イ) 26
- (15) 国が基金法人に国庫補助金等を交付して設置造成させた基金について、使用見込みのない額を速やかに国庫へ返納するよう、また、基金基準等に基づく指導監督を適切に行うよう改善させたもの(平成24年度決算検査報告p. 344・処置済事項)(厚生労働省・指摘金額 26億7831万円)
26億円(25年試算:-) A (イ) 27
- (16) 公立の義務教育諸学校等施設の整備に要する経費に充てるための交付金について、契約金額に基づき額の確定を行うことにより、交付金事業を経済的かつ効率的に実施するよう改善させたもの(平成22年度決算検査報告p. 174・処置済事項)(文部科学省・指摘金額 52億7203万円)
26億円(25年試算:26億円) E (ウ) 28
- (17) 国庫補助金により設置造成した基金を廃止するに当たり、基金廃止時の返還額が過小となっていたもの(平成24年度決算検査報告p. 270・不当事項)(厚生労働省・指摘金額 25億4552万円)
25億円(25年試算:-) A (イ) 29
- (18) 取り崩される見込みのない中小企業金融安定化特別基金について、緊急保証による欠損の補てんにも充当できるようにするなど、有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの(平成20年度決算検査報告p. 414・処置要求事項)(経済産業省・指摘金額 391億3005万円)
23億円(25年試算:63億円) A (イ) 30
- (19) 確定申告後の更正に基づく中間納付額等の還付金に係る還付加算金の計算期間について、申告納税額の過誤納金に係る還付加算金の計算期間との均衡を考慮した適切なものとするよう意見を表示したもの(平成21年度決算検査報告p. 173・意見表示事項)(財務省・指摘金額 10億6509万円)
22億円(25年試算:33億円) E (ウ) 31
- (20) 国立大学法人が保有している未利用の土地や建物等について、当該資産を保有する合理的な理由の有無を検討して具体的な処分計画又は利用計画を策定するなどし、これにより資産の有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの(平成21年度決算検査報告p. 889・処置要求事項)(国立大学法人東京学芸大学・指摘金額 23億7332万円)
14億円(25年試算:-) D (イ) 32
- (21) 労働保険事務組合に対する報奨金の交付額の算定方法について上限額を設定するなど報奨金の使途の現状等を踏まえた見直しを行うことにより交付額の縮減を図るなどして、報奨金の交付が適切かつ効果的なものとなるよう意見を表示したもの(平成21年度決算検査報告p. 364・意見表示事項)(厚生労働省・背景金額 108億0589万円)
12億円(25年試算:12億円) E (ウ) 33
- (22) 光サービス用装置の設置に当たり、同装置を複数の用途で共用するなどして、より少ない装置数で光サービスを提供できるよう改善させたもの(平成22年度決算検査報告p. 840・処置済事項)(西日本電信電話株式会社・指摘金額 10億9767万円)
12億円(25年試算:-) E (ウ) 34
- (23) 加入者宅等へ作業員を派遣して行う工事の実施に当たり、メタルケーブルの心線を再接続する作業のみを行う非効率な工事の発生を防止して回線維持費用の節減を図るよう改善させたもの(平成21年度決算検査報告p. 910・処置

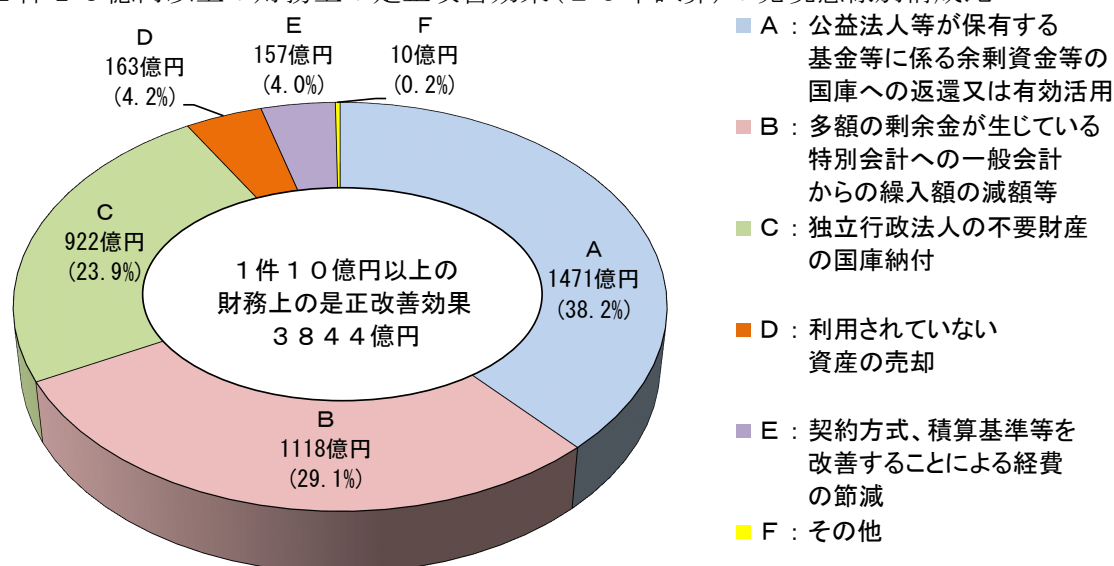
济事項) (西日本電信電話株式会社・指摘金額 18億3630万円)

12億円(25年試算:12億円) E (ウ) 35

(24) 独立行政法人農畜産業振興機構が公益法人等に補助金等を交付して設置造成させている基金が保有する資金について有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの(平成21年度決算検査報告p.830・処置要求事項)(独立行政法人農畜産業振興機構・指摘金額 368億6143万円) 11億円(25年試算:14億円) A (イ) 36

(25) 社会保険診療報酬の所得計算の特例に係る租税特別措置が有効かつ公平に機能しているかの検証を行い、当該特例について、その目的に沿ったより適切なものとするための検討を行うなどの措置を講ずるよう意見を表示したものの(平成22年度決算検査報告p.136及び290・意見表示事項)(財務省及び厚生労働省・指摘金額 32億1109万円) 10億円(25年試算:-) F (ウ) 37

(参考図) 1件10億円以上の財務上の是正改善効果(26年試算)の発現態様別構成比



注(1) 端数処理の関係で、発現態様別内訳の金額を集計しても合計の金額とは一致せず、各割合を合計しても100%にはならない。

注(2) 1件10億円以上の財務上の是正改善効果3844億円は、26年試算の財務上の是正改善効果4102億円の93.7%を占めている。

- (1) 東日本大震災復旧・復興予備費を財源とする農畜産業振興対策交付金の未使用額及び返還額を交付先から速やかに国庫に納付させるよう改善させたもの（平成25年度決算検査報告p. 470・処置済事項）（農林水産省・指摘金額 731億7466万円）

検査報告の要旨（本院の所見等）

農林水産省は、東日本大震災復旧・復興予備費を財源とする農畜産業振興対策交付金について、同交付金の交付先である独立行政法人農畜産業振興機構において使途に制限があり有効に活用できない多額の未使用額及び返還額が生じていることを把握していたのに、機構に対して、当該未使用額及び返還額を速やかに国庫に納付させていなかった。
したがって、上記の事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

当局の是正改善

農林水産省は、機構に対して、平成25年度末までに生じた未使用額及び返還額について、26年4月までに国庫に納付させるとともに、同月に通知を発するなどして、今後生ずることとなる未使用額及び返還額についても四半期ごとに国庫に納付させることとする処置を講じた。

これにより、農林水産省は、26年7月までに798億円（25年試算：-）を国庫に納付させた。

- (2) 中央職業能力開発協会に緊急人材育成・就職支援事業臨時特例交付金を交付して設置造成させた緊急人材育成・就職支援基金（緊急人材育成支援事業）について、使用見込みのない額を速やかに国庫へ返納させるよう改善させたもの（平成25年度決算検査報告p. 360・処置済事項）（厚生労働省・指摘金額 752億3648万円）

検査報告の要旨（本院の所見等）

厚生労働省は、中央職業能力開発協会に対して、交付金を交付している。そして、協会は、交付金の交付を受けて、緊急人材育成・就職支援基金（以下「支援基金」という。）を設置造成し、各種事業を実施している。

基金基準によれば、基金法人及び所管府省は、少なくとも5年に1回は定期的に基金の見直しを行うこと、定期的な見直しの際には、使用見込みが低いと判断される基金について、基金の財源となっている国庫補助金等の国庫への返納等、その基金の取扱いを検討し、公表することとされている。また、基金による事業の新規申請の受付を終了した後も既採択分の支払等の後年度負担が発生する事業については、新規申請の受付を終了した時点で、直ちに国庫への返納等の検討に着手することとされており、受付を終了した年度以降、毎年度、支払財源等として必要のない額を国庫へ返納するなど、基金法人及び所管府省は、その基金の取扱いを検討し、公表することとされている。

しかし、厚生労働省及び協会において、基金基準に基づく支援基金（緊急人材育成支援事業）の取扱いの検討を行っていなかったことにより、使用見込みのない額が協会に滞留していて、改善の必要があると認められた。

当局の是正改善

厚生労働省は、支援基金（緊急人材育成支援事業）の残額の活用方策について早急に検討を進めるなどした上で、本院の指摘に基づき、協会に対して、使用見込みのない額752億円（25年試算：-）を平成25年12月に国庫へ返納させた。

(3) 国庫補助金等により基金法人に設置造成された基金の状況について（平成24年度決算検査報告p. 921・随時報告）

検査報告の要旨（本院の所見等）

所管府省及び基金法人は、基金規模の見直しをするなどして、不要となった国庫補助金等により設置造成された基金の全額又は一部を国庫へ返納させたり、基金事業の内容等の変更を行ったりなどしているが、基金の見直しを適時適切に実施していれば返納時期を繰り上げて早期に国庫へ返納することができた事態等が見受けられた。

したがって、所管府省及び基金法人は、基金の設置造成に当たっては、基金廃止時に多額の国庫返納が生ずることのないように、設置造成時に基金事業に必要な額を精査するとともに、基金の執行途中であっても、適時適切に見直しを行い、基金規模を適切にするなどして、基金が適切かつ有効に執行されるよう努める必要がある。

当局の是正改善

所管府省及び基金法人は、188基金について、基金の見直しを行った。

これにより、所管府省は、平成25年度中に17基金について計413億円（25年試算：-）を国庫に返納させた。

(4) 特別会計への一般会計からの繰入れについて、歳出予算の不用の見込みを繰入額に確実に反映させることにより、繰入れを適切かつ効率的なものとするよう改善の処置を要求したもの（平成21年度決算検査報告p. 719・処置要求事項）（国土交通省・指摘金額 15億1536万円）

検査報告の要旨（本院の所見等）

社会資本整備事業特別会計の治水勘定、道路整備勘定及び港湾勘定並びに自動車安全特別会計の自動車検査登録勘定において、歳出予算の執行過程で把握していた不用見込額を一般会計からの繰入額に反映させていなかったため、不用見込額に対応する財源を含めて一般会計から繰り入れている事態が見受けられた。

したがって、国土交通省において、特別会計における執行過程で把握した不用の見込みを一般会計からの繰入額に確実に反映させる処置を講ずる要がある。

当局の是正改善

国土交通省は、本院指摘の趣旨に沿い、地方整備局等に対して不用見込額を十分考慮するなどした上で、支払に必要な額を報告するよう周知徹底し、平成22年度以降は、特別会計における歳出予算の執行過程で把握した不用の見込みを一般会計からの繰入額に反映させることにより、特別会計への一般会計からの繰入額を抑制することとする処置を講じた。

これにより、25年度における社会資本整備事業特別会計の治水勘定、道路整備勘定、港湾勘定、空港整備勘定及び業務勘定並びに自動車安全特別会計の自動車検査登録勘定において、一般会計からの繰入額を合計394億円（自主調査分45億円を含む。25年試算：482億円（自主調査分51億円を含む。））減額する措置が執られた。

- (5) 建設国債の発行により調達されて、一般会計から特別会計に繰り入れられた資金に係る剰余金等の使途等について、建設国債の発行に対して法律上設けられている制限を形がい化することなどがないようにするための方策を検討するよう意見を表示したもの（平成20年度決算検査報告p.132・意見表示事項）（財務省・背景金額 785億8378万円）

検査報告の要旨（本院の所見等）

財務省は、国の歳出需要を賄うための財源として公債を発行しており、公共事業費又は貸付金の財源に充てるために建設国債の発行により調達されて一般会計から特別会計に繰り入れられた資金については、不用により剰余金となったり、償還により回収された資金に貸付金として使用する予定がなかったりする場合には予算で定めるところにより一般会計の歳入に繰り入れることができることとなっている。しかし、特別会計に繰り入れられた資金に係る剰余金等が特別会計の歳入に計上されて、消費的支出の財源に充てられたり、後年度の公共事業費等の財源に充てられたりなどしている事態が見受けられた。

したがって、財務省において、剰余金等の使途等に留意して、剰余金等が消費的支出の財源に使われて建設国債の発行に対して法律上設けられている制限を形がい化したり、一般会計に繰り入れられないまま財源の既得権化による財政の硬直化を招いたりすることがないようにするための方策を検討する必要がある。

当局の是正改善

財務省は、本院指摘の趣旨に沿い、貸付金の償還等により生じた特別会計の剰余金について、一般会計に繰り入れられないまま財源が既得権化して財政の硬直化を招くことがないよう、歳出を厳しく精査し、歳出財源として充てる見込みのない額を一般会計へ繰り入れることなどに取り組むこととする処置を講じた。

そして、貸付金の償還等により生じた剰余金のうち、食料安定供給特別会計において392億円（25年試算：265億円）を平成26年7月までに一般会計へ繰り入れる措置が執られた。

- (6) 特別会計への一般会計からの繰入れについて、繰入超過額を減額して繰り入れることとするよう適宜の処置を要求し及び是正改善の処置を求め、並びに繰入れの対象となる利子の支払に実際に必要となる額のみを繰り入れることにより繰入れを適切かつ効率的なものとするよう改善の処置を要求したもの（平成21年度決算検査報告p.347・処置要求事項）
（厚生労働省・指摘金額 1198億3277万円）

検査報告の要旨（本院の所見等）

労働保険特別会計雇用勘定については、特別会計に関する法律第105条の規定により、一般会計からの繰入金金が雇用保険法第66条等の規定による国庫負担金の額に対して超過した場合には、当該超過額に相当する金額は翌年度において国庫負担金として一般会計から受け入れる金額から減額することとされているが、繰入超過額を減額せずに一般会計からの繰入金金が繰り入れられている事態が見受けられた。

また、年金特別会計健康勘定については、旧厚生保険特別会計において生じた損失の額等の累積債務に係る利子の支払財源に充てるため、一般会計から繰入れを行っているが、累積債務に係る利子の支払実績額がその歳出予算額を下回っているのに、一般会計からの繰入れを減額していない事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、労働保険特別会計雇用勘定については、これまでの繰入超過額を一般会計からの繰入金から速やかに減額等するとともに、今後は繰入超過額の減額等を適正に行い、年金特別会計健康勘定については、利子の支払に実際に必要となる額のみを一般会計から繰り入れる処置を講ずる要がある。

当局の是正改善

厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、一般会計からの繰入れを適正化することとし、平成25年度における労働保険特別会計雇用勘定については、24年度の繰入超過額を一般会計からの繰入金から減額する処置を講じ、一般会計からの繰入額を253億円（25年試算：174億円）減額する措置を執った。そして、25年度における年金特別会計健康勘定については、利子の支払に実際に必要な金額のみを一般会計から繰り入れることにより一般会計からの繰入額を77億円（25年試算：106億円）減額する措置を執った。

- (7) 国の出資金等を財源として独立行政法人農林漁業信用基金が行う農業信用基金協会に対する貸付業務について、各農業信用基金協会の代位弁済の見込みや財務状況を踏まえて真に必要な額の貸付けを行うことなどにより、貸付金が有効に使用され、貸付金及び出資金等が適切な規模のものとなるよう改善の処置を要求したもの（平成23年度決算検査報告p.448・処置要求事項）（農林水産省・指摘金額 123億8300万円）

検査報告の要旨（本院の所見等）

農林水産省は、独立行政法人農林漁業信用基金に出資金等を交付して、都道府県ごとに設置されている農業信用基金協会が農業者等の資金借入れに対して行っている保険保証に係る保証債務の額を増大するために必要な原資となるべき資金を信用基金から協会に貸し付けさせている。しかし、本件貸付金を保証債務の代位弁済に使用した実績は低い水準にとどまっていて、貸付金の一部は将来も使用することが見込まれない状況となっており、また、近年、協会の弁済能力は充実しているため、協会の資金繰りという目的のために貸付けを行う必要性は低下しているにもかかわらず、必要額を上回る貸付けが行われている事態が見受けられた。

したがって、農林水産省において、各協会の代位弁済の見込みや財務状況を踏まえて真に必要な額の貸付けを行わせることにより貸付金が有効に使用されるようにして、その結果、必要がないと認められる貸付金については、更なる支援の必要がある協会への貸付けに充てるなどしてもなお過大となる分について、相当する出資金等を信用基金から国庫に返納させて、貸付金及び出資金等が適切な規模のものとなるようにする必要がある。

当局の是正改善

農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、信用基金が貸付けを行うに当たっては、各協会の代位弁済の見込みや財務状況を踏まえて真に必要な額の貸付けを行わせることとし、その結果、信用基金において、今後使用が見込まれない貸付金の額を123億円（25年試算：-）と算定したことから、これと同額の出資金を平成25年10月に国庫納付した。

- (8) ニュータウン整備事業について、長期未処分地の需要を喚起するための方策を検討したり、土地の時価を算定する際の精度の向上に向けた取組を行ったりするなどして、事業完了に向けた取組が計画的かつ的確に行われるよう意見を表示したもの（平成23年度決算検査報告p. 890・意見表示事項）（独立行政法人都市再生機構・指摘金額 936億3820万円、背景金額 1兆6019億円）

検査報告の要旨（本院の所見等）

独立行政法人都市再生機構は、ニュータウン整備事業を実施しており、平成25年度までに工事を完了し、30年度までに土地の供給・処分完了に向けた取組を推進することとされている。しかし、造成工事に着手できない地区があり25年度までに工事を完了できないおそれがあったり、長期未処分地があり事業効果が発現していなかったり、仕掛不動産勘定等に係る土地の時価が地区によっては簿価を下回っている可能性があったり、宅地造成等経過勘定の繰越欠損金の解消方策を明確にしていなかったりする事態が見受けられた。

したがって、機構において、工事完了までの工程を明確に定めて区域の縮小等について関係機関等との協議等を十分に行ったり、長期未処分地の需要を喚起するための方策等を検討した上でこれまで以上に地方公共団体等の協力を得るよう努めたり、土地の時価を算定する際の精度の向上に向けた取組を行ったり、繰越欠損金の解消方策を検討したりする要がある。

当局の是正改善

機構は、本院指摘の趣旨に沿い、長期未処分地について、24年11月に通知を発し、需要を喚起するための各種方策を実施したり、より需要が見込まれる土地利用種別への変更等を検討した上でこれまで以上に地方公共団体等の協力を得られるよう当該地方公共団体等と協議したり、個別の要因を把握できる土地については、その要因により時価を補正して土地の時価を算定する際の精度の向上を図ったり、様々なリスクを勘案して繰越欠損金の解消方策を検討するなどの処置を講じた。

これにより、機構は、25年度中において、長期未処分地であった18地区38画地を処分し、115億円（25年試算：50億円）の譲渡収入等を得た。

(9) 国会議員の選挙等の執行経費の交付額の算定について、投票所経費、開票所経費等の算定を選挙事務の実態に即したものとすることなどにより執行経費の適正化を図るよう意見を表示したもの（平成21年度決算検査報告p. 99・意見表示事項）（総務省・背景金額 331億2196万円）

検査報告の要旨（本院の所見等）

総務省は、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」に基づき、国会議員の選挙等の執行経費を算定している。しかし、執行経費の算定において、投票所経費及び開票所経費の基本額の算定の基礎となっている選挙事務従事者の従事時間数や配置人数等が実態とかい離していたり、開票所加算が実態を適切に反映していなかったりなどしている事態が見受けられた。

したがって、総務省において、選挙事務従事者の従事時間数や配置人数等について、実態を調査し、基本額の算定に反映させること、開票所加算の対象となる開票所の実態を調査した上で加算率の見直し等を行うこと、調整費の交付要件を周知し、具体的な手続を定めて調整費の要望に対し十分な審査を行うことなどにより執行経費の適正化を図る必要がある。

当局の是正改善

総務省は、選挙事務の実態等を踏まえて基本額を改定し、加算率を見直した「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案」を作成した。そして、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律」（平成25年法律第9号）は、平成25年4月10日に公布されて、同日施行された。

これにより、25年7月に実施された第23回参議院議員通常選挙に際して、通知を発するなどして執行経費の適正化が図られた結果、71億円(25年試算:-)の是正改善効果が生じたと推計される。

(10) 公益法人に補助金を交付して設置造成させている運用型の基金が保有する資金について有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの（平成22年度決算検査報告p. 723・処置要求事項）（独立行政法人農畜産業振興機構・指摘金額 82億8413万円）

検査報告の要旨（本院の所見等）

独立行政法人農畜産業振興機構は、農林水産省からの交付金を財源として地方畜産団体に対して補助金を交付しており、地方畜産団体が実施する事業の中には当該補助金を財源として基金を造成しているものがある。このうち運用型の基金である運営特別基金及び運営基盤強化基金については、近年の低金利状況下において、運用益が少額になっていることなどにより多額の資金を有して基金事業として実施する必然性が乏しい状況になっていて、運用益を事業の安定的な財源にするという基金の役割が著しく低くなっているのに、多額の資金が保有されていた。

したがって、農林水産省及び機構において、両基金に係る補助金相当額を国又は機構に返還させた上で、これまで両基金が充てられていた経費の性質に鑑み必要に応じて年度ごとに補助金等を交付することとするなどして、財政資金の有効活用を図る要がある。

当局の是正改善

農林水産省及び機構は、本院指摘の趣旨に沿い、運営特別基金については、平成24年度末に同基金を廃止して、補助金相当額計65億円（25年試算：17億円）を25年度中に地方畜産団体から一般社団法人全国肉用牛振興基金協会（平成26年3月31日以前は社団法人全国肉用牛振興基金協会）を通じて機構に返還させた。

(11) エネルギー対策特別会計の周辺地域整備資金について、当面の間は資金残高の規模を縮減させるとともに、今後需要額の算定が必要となる場合には積立目標額の規模を見直すなどして、当面需要が見込まれない資金を滞留させないような方策を検討するよう意見を表示したもの（平成22年度決算検査報告p.452・意見表示事項）（経済産業省・指摘金額 657億円）

検査報告の要旨（本院の所見等）

エネルギー対策特別会計の周辺地域整備資金（以下「整備資金」という。）は、原子力発電施設等の設置を円滑に進めるための電源立地地域対策交付金の一部に対応できるようあらかじめ資金として積み立てることにされたものである。しかし、原子力発電所の事故等により、原子力発電施設の着工までには今後も長期間を要し、整備資金に係る需要が増大する時期についても更に遅れることが見込まれるにもかかわらず、当面需要が見込まれない多額の資金が滞留しているなどの事態が見受けられた。

したがって、経済産業省において、整備資金の積立ての対象とされている14基の原子力発電施設のうち、当面の間は、着工済み3基のみを対象にするなどして、資金残高の規模を縮減させるとともに、エネルギー基本計画の見直しなどを踏まえて、今後整備資金に係る需要額の算定が必要になる場合には、原子炉設置許可申請を着工の確実性の指標にするなどして需要額の算定対象とする原子力発電施設を選定することにより積立目標額の規模を見直すなどして、当面需要が見込まれない資金を滞留させないような方策を検討するよう、経済産業大臣に対して平成23年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

当局の是正改善

資源エネルギー庁は、本院指摘の趣旨に沿い、整備資金について、26年4月に62億円（25年試算：38億円）を取り崩して資金残高の規模を縮減した。

(12) 農地保有合理化促進事業強化基金造成事業等により造成された基金を廃止し、国庫補助金相当額を国庫に返還させることとして、財政資金の有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの（平成21年度決算検査報告p. 482・処置要求事項）（農林水産省・指摘金額 68億9695万円）

検査報告の要旨（本院の所見等）

農林水産省は、農業公社が、農地保有合理化事業に係る業務運営体制の整備強化を図るための強化基金を造成する事業に対して、国庫補助金を交付している。

しかし、農地保有合理化事業に係る業務運営体制の整備強化を図るための具体的な計画がなく、強化基金の運用益の用途や使用額が不明なままとなっているなど、強化基金が農地保有合理化事業に係る業務運営体制の整備強化に資するものとなっていないと認められる事態が見受けられた。

したがって、農林水産省において、強化基金の運用益を財源として実施する事業については原則として終了することとして強化基金を廃止し、農業公社が保有している強化基金のうち国庫補助金相当額を国庫に返還させることとして、財政資金の有効活用を図る処置を講ずる必要がある。

当局の是正改善

農林水産省は、本院指摘の趣旨に沿い、農地保有合理化促進事業強化基金造成事業等により各都道府県農業公社に造成された基金について、平成25年度中に国庫補助金相当額全額59億円（25年試算：4億円）を国庫返還させた。

(13) 長期間更地となっている土地について速やかに必要性の検討を行ったり、利用が低調となっている土地について利用方法の見直しを行ったりして、保有する必要性が乏しい場合は処分を検討するよう改善させたもの（平成23年度決算検査報告p. 729・処置済事項）（日本銀行・指摘金額 22億2668万円）

検査報告の要旨（本院の所見等）

日本銀行は、保有する土地の状況を踏まえた必要性の検討や利用方法の見直しを行うことの認識が十分でなかったことなどから、長期間更地となっている3件の行舎用地について速やかに保有する必要性の検討を行っていなかったり、利用が低調となっている資材置場用地について利用方法の見直しを行っていなかったりしていた。

したがって、上記の事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

当局の是正改善

日本銀行は、長期間更地となっている3件の行舎用地について、必要性の検討を行った結果、保有する必要性が乏しいと判断して、平成24年6月に政策委員会において処分の決定を行い、25年度中に2件の行舎用地を売却した。また、利用が低調となっている資材置場用地について、資材置場等として利用することの要否を検討するなどの利用方法の見直しを行った結果、保有する必要性が乏しいと判断して、24年6月に政策委員会において処分の決定を行い、25年7月に売却した。

これにより、日本銀行は、25年度中に33億円(25年試算:4億円)の譲渡収入等を得た。

(14)厚生労働省が医療施設耐震化臨時特例交付金を交付して都道府県に造成させている基金の有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの（平成22年度決算検査報告p.317・処置要求事項）（厚生労働省・指摘金額 16億2985万円）

検査報告の要旨（本院の所見等）

厚生労働省は、大規模地震等の災害時に重要な役割を果たす災害拠点病院等のうち、都道府県が指定した医療機関の耐震化整備を行うための基金造成に必要な経費として、都道府県に対して、平成21、22両年度に交付金を交付している。しかし、指定した医療機関等が耐震化整備の実施を辞退したことにより、一部の交付金が不要となる事態が見受けられた。

したがって、厚生労働省において、新たに耐震化整備を実施する医療機関の指定が可能となるように運営要領等を改正するなどして基金の有効活用を図るとともに、新たに指定する医療機関がないなど基金を活用する見込みがない場合は、活用されずに不要となる交付金を早期に国庫に返還させる仕組みを作る処置を講ずる必要がある。

当局の是正改善

厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、23年12月に医療施設耐震化臨時特例基金管理運営要領を改正して、新たに耐震化整備を実施する医療機関を23年度末までに指定することが可能となるようにしたり、活用されずに不要となる交付金は基金の解散を待つことなく早期に国庫に返還できる仕組みを作ったりする処置を講じていた。

これにより、25年度中に、9都府県において不要となる交付金の額計30億円（25年試算：51億円）が国庫へ返還された。

(15) 国が基金法人に国庫補助金等を交付して設置造成させた基金について、使用見込みのない額を速やかに国庫へ返納するよう、また、基金基準等に基づく指導監督を適切に行うよう改善させたもの（平成24年度決算検査報告p. 344・処置済事項）（厚生労働省・指摘金額 26億7831万円）

検査報告の要旨（本院の所見等）

国は、法人等に基金を設置造成して単年度では完結しない特定の目的を持つ公益性の高い事業を継続して行わせ、その設置造成に必要な経費の全部又は一部について国庫補助金等を交付している。

基金基準によれば、基金法人及び所管府省は、少なくとも5年に1回は定期的に見直しを行うこと、定期的な見直しの際には、使用見込みが低いと判断される基金について、基金の財源となっている国庫補助金等の国庫への返納等、その基金の取扱いを検討し、公表することとされている。また、新規申請の受付を終了した後も既採択分の支払等の後年度負担が発生する事業については、新規申請の受付を終了した時点で、直ちに国庫への返納等の検討に着手することとされており、受付を終了した年度以降、毎年度、支払財源等として必要のない額を国庫へ返納するなど、基金法人及び所管府省は、その基金の取扱いを検討し、公表することとされている。

しかし、厚生労働省が国庫補助金等を交付して1基金法人に設置造成させた4基金について、新規申請の受付が終了した基金についての取扱いの検討を行っていなかったことにより、使用見込みのない額が滞留していて、改善の必要があると認められた。

当局の是正改善

厚生労働省は、本院の指摘に基づき、1基金法人に対して、使用見込みのない額26億円(25年試算:-)を平成25年10月に国庫へ返納させた。

(16) 公立の義務教育諸学校等施設の整備に要する経費に充てるための交付金について、契約金額に基づき額の確定を行うことにより、交付金事業を経済的かつ効率的に実施するよう改善させたもの（平成22年度決算検査報告p. 174・処置済事項）（文部科学省・指摘金額52億7203万円）

検査報告の要旨（本院の所見等）

文部科学省は、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」等に基づき、地方公共団体が作成する公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備計画によって実施される施設整備事業に要する経費に充てるため、地方公共団体に対し、安全・安心な学校づくり交付金（以下「交付金」という。）を交付する事業（以下「交付金事業」という。）を実施している。

検査したところ、交付金事業について、設計金額等に基づき確定額を算定していたため、契約金額に基づき確定額を算定した場合と比較して交付金の交付額が増加していて、同額の事業を実施した場合でも地方公共団体間で交付金の交付額が区々となったり、交付金をより多数の施設整備事業に充当する機会を逸していたりする事態は、国費の経済的かつ効率的な執行の重要性からみて適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

当局の是正改善

本院の指摘に基づき、文部科学省は、交付金に代えて平成23年度から執行される学校施設環境改善交付金について、同額の事業を実施した場合でも地方公共団体間で交付金の交付額が区々となる状況を解消するとともに、昨今の我が国の財政状況を踏まえ、限られた予算で、より多数の公立の義務教育諸学校等施設の整備の促進を図るため、23年6月に各都道府県に通知を発して、契約金額に基づき確定額を算定し、これに基づき額の確定を行うこととする処置を講じた。

これにより、契約金額に基づき確定額を算定することで交付金の交付額が1か年当たり26億円（25年試算：26億円）減少する是正改善効果が生じたと推計される。

(17) 国庫補助金により設置造成した基金を廃止するに当たり、基金廃止時の返還額が過小となっていたもの（平成24年度決算検査報告p. 270・不当事項）（厚生労働省・指摘金額 25億4552万円）

検査報告の要旨（本院の所見等）

厚生労働省は、財団法人こども未来財団に対し、こども未来基金（以下「未来基金」という。）の造成に必要な経費として、補助金を交付している。

交付要綱等によれば、基金事業を中止又は廃止するまでに造成された未来基金の保有額及び保有債券等の売却益等基金事業に係る経理の精算により生じた残余额（以下「基金廃止時保有額」という。）の全額を国庫に返還しなければならないこととされており、未来基金を廃止する際の手続が定められている。

検査したところ、未来財団は、平成23年2月10日に未来基金を廃止して、基金廃止時保有額のうち300億円を国庫に返還していた。しかし、未来基金の廃止に当たり国庫に返還すべき額は、基金廃止時保有額であり、既に返還済みとの差額である基金残余额25億円が過小となっていて適正でなかった。

当局の是正改善

本院が平成24年度決算検査報告で指摘した過小となっていた基金残余额25億円（25年試算：-）については26年3月に返還の措置が執られた。

(18) 取り崩される見込みのない中小企業金融安定化特別基金について、緊急保証による欠損の補てんにも充当できるようにするなど、有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの（平成20年度決算検査報告p. 414・処置要求事項）（経済産業省・指摘金額 391億3005万円）

検査報告の要旨（本院の所見等）

平成10年度から12年度まで実施された中小企業金融安定化特別保証から生ずる損失の補填を行うために国の補助金を原資として各信用保証協会に設置された中小企業金融安定化特別基金について、将来の損失の発生見込みなどから試算すると、同基金のうち391億3005万円は取り崩されることなく信用保証協会に保有され続けることが見込まれる。また、20年10月に緊急保証制度が創設されて以降、特別保証から緊急保証等への借換えにより、更に同基金が使用されなくなるという事態も見受けられた。しかし、現行の制度では、同基金は特別保証の収支計算に係る欠損の補填にのみ充てることができることとされており、緊急保証に係る損失処理等には使用できないこととなっている。

したがって、経済産業省において、同基金の用途が特別保証による欠損の補填に限定されている現行の制度を改めて、緊急保証による欠損の補填にも充当できるようにするなどして同基金の有効活用を図る要がある。

当局の是正改善

経済産業省は、本院指摘の趣旨に沿い、信用保証協会法施行規則の一部を改正する命令を定め、21年度末をもって中小企業金融安定化特別基金を廃止した。そして、同年度末に同基金残高のあった信用保証協会は、同年度の決算において同基金残高計410億円を損失補償金勘定へ振り替え、25年度中にこのうち23億円(25年試算:63億円)について緊急保証による欠損の補填に充当した。

- (19) 確定申告後の更正に基づく中間納付額等の還付金に係る還付加算金の計算期間について、申告納税額の過誤納金に係る還付加算金の計算期間との均衡を考慮した適切なものとするよう意見を表示したもの（平成21年度決算検査報告p. 173・意見表示事項）（財務省・指摘金額 10億6509万円）

検査報告の要旨（本院の所見等）

税務署長が国税を還付する場合には、所定の日翌日から還付金又は過誤納金の支払決定日までの期間に応じた還付加算金を付して還付することとされている。しかし、確定申告後の更正に基づく中間納付額等の還付金について、還付加算金の計算期間に税務当局が還付金の発生を認識できないなどの期間が含まれているため、還付加算金が多額に支払われていて、確定申告後の更正に基づく申告納税額の過誤納金に係る還付加算金の場合と均衡を欠いている事態が見受けられた。

したがって、財務省において、確定申告後の更正に基づき中間納付額等の還付金として還付される場合における還付加算金の計算期間について、申告納税額の過誤納金に係る還付加算金の計算期間との均衡を考慮した適切なものとする要がある。

当局の是正改善

財務省は、本院指摘の趣旨に沿い、確定申告により確定した法人税及び消費税が更正に基づき中間納付額等の還付金として還付される場合における還付加算金の計算期間について、確定申告書の提出期限の翌日から更正の日の翌日以後1月を経過する日までの日数は当該計算期間に算入しないこととするなどの法人税法（昭和40年法律第34号）及び消費税法（昭和63年法律第108号）の一部改正を含む「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律案」を作成する処置を講じていた。そして、「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第82号）は、平成23年6月30日に公布され、24年1月1日から施行された。

これにより、上記還付加算金の計算期間が短縮され、平年度で支払われる還付加算金が22億円（25年試算：33億円）減少すると推計される。

(20) 国立大学法人が保有している未利用の土地や建物等について、当該資産を保有する合理的な理由の有無を検討して具体的な処分計画又は利用計画を策定するなどし、これにより資産の有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの（平成21年度決算検査報告p.889・処置要求事項）（国立大学法人東京学芸大学・指摘金額 23億7332万円）

検査報告の要旨（本院の所見等）

国立大学法人東京学芸大学は、教育研究等の業務を確実に実施するために必要であるとして、国から土地や建物を承継している。しかし、具体的な処分計画又は利用計画を策定しないまま、利用していない土地等を保有している事態が見受けられた。

したがって、東京学芸大学において、利用していない土地等について今後も引き続き保有することに合理的な理由が存在するか否かを検討して、当該土地等を保有することに合理的な理由が存在しない場合には、当該土地について具体的な売却等の処分計画を策定し、合理的な理由が存在する場合には、具体的な当該土地等の利用計画を策定するなどして、当該資産の有効活用を図る要がある。

当局の是正改善

東京学芸大学は、具体的な利用計画等を策定して、引き続き保有することに合理的な理由が存在しない土地については、当該土地について処分に向けた手続を進めるなどして、当該資産の有効活用を図る処置を講じていた。

これにより、東京学芸大学は、平成25年6月に未利用であった宿舎跡地を処分し、14億円（25年試算：-）の譲渡収入等を得た。

(21) 労働保険事務組合に対する報奨金の交付額の算定方法について上限額を設定するなど報奨金の使途の現状等を踏まえた見直しを行うことにより交付額の縮減を図るなどして、報奨金の交付が適切かつ効果的なものとなるよう意見を表示したもの（平成21年度決算検査報告p. 364・意見表示事項）（厚生労働省・背景金額 108億0589万円）

検査報告の要旨（本院の所見等）

労働保険事務組合に対する労働保険料に係る報奨金について、現在の報奨金交付の意義が事務組合の労働保険料の収納率を高く維持することにあること、また、その使途が事務組合の人件費等の運営費に充当されている現状にあるのに、厚生労働省において、事務組合制度の普及発展等を図るためという従来どおりの交付目的のもとに、報奨金の交付額が労働保険料の納付額等に基づき上限なく算定されている事態や、事務組合において区分経理が十分に行われていないなどして、報奨金の使途が確認できない事態が見受けられた。したがって、厚生労働省において、報奨金の交付目的が事務組合の労働保険料の収納率を高く維持することにあることを明示するとともに、交付額の算定方法について、上限額を設定するなど報奨金が事務組合の運営費に充てられている現状を考慮したものに改め、交付額の縮減を図ったり、事務組合に対して区分経理を適切に行うよう指導監査を徹底し、使途の透明性を確保したりして、報奨金の制度を見直すよう意見を表示した。

当局の是正改善

厚生労働省は、本院指摘の趣旨に沿い、労働保険事務組合報奨金交付要領を改正し、報奨金の交付目的が事務組合の労働保険料の収納率を高く維持することにあることを明示するとともに、「労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令」（昭和48年政令第195号）等を改正し、上限額を設定するなど報奨金の交付額の算定方法を改め、交付額の縮減を図るなどの処置を講じた。

これにより、報奨金の交付額の算定方法が改められた結果、報奨金の交付額が縮減され、1か年当たり12億円（25年試算：12億円）の是正改善効果が生じたと推計される。

(22) 光サービス用装置の設置に当たり、同装置を複数の用途で共用するなどして、より少ない装置数で光サービスを提供できるよう改善させたもの（平成22年度決算検査報告p. 840・処置済事項）（西日本電信電話株式会社・指摘金額 10億9767万円）

検査報告の要旨（本院の所見等）

西日本電信電話株式会社は、光サービス用装置の設置に当たり、接続装置や集線基板は複数の用途で利用できるのに、設備管理システムを単一の用途で利用する仕様とし、光サービス用装置の設計をしていたことなどのため、遊休していたり回線収容率が低率となっていたりしている光サービス用装置が多数生じている一方で、装置等の増設を行っていた。

したがって、上記の事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

当局の是正改善

NTT西日本本社は、平成23年7月に接続装置や集線基板を複数の用途で共用できるよう設備管理システムの改良に着手するとともに、同年9月に支店に対して設計及び運用における電子基板の收容方法や配線ケーブルの敷設方法を改善する指示文書を発し、経済的な設備構築を図る処置を講じた。

これにより、光サービス用装置が遊休するなどしていたり、装置及び電子基盤の増設を行っていたりする事態が改善され、12億円(25年試算:-)の是正改善効果が生じたと推計される。

(23) 加入者宅等へ作業員を派遣して行う工事の実施に当たり、メタルケーブルの心線を再接続する作業のみを行う非効率な工事の発生を防止して回線維持費用の節減を図るよう改善させたもの（平成21年度決算検査報告p. 910・処置済事項）（西日本電信電話株式会社・指摘金額 18億3630万円）

検査報告の要旨（本院の所見等）

西日本電信電話株式会社は、作業員を派遣して光ケーブルの新設作業や引込線等の撤去作業等を行う工事(以下「派遣工事」という。)を多数実施している。このうち引込線等の撤去作業においては、将来の新規加入等に備えて空き心線を確保することを目的として、電柱上のメタルケーブルと引込線との分岐点でメタルケーブルの心線をあらかじめ再接続する心線再接続作業を行っている。

検査したところ、加入者数が減少していてメタルケーブルに相当数の空き心線が生じている状況の中で、加入者が不在で加入者宅等で引込線等の撤去作業を行えない場合でも、取り急ぎ行う必要のない心線再接続作業を行うよう指示していたことから、1回の派遣で心線再接続作業のみを行う非効率な派遣工事が発生していて、派遣工事に係る請負工事費が不経済となっている事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

当局の是正改善

本院の指摘に基づき、NTT西日本本社は、平成21年10月及び22年7月に、各支店に対し通知文書を発して、派遣工事において、加入者が不在の場合には心線再接続作業のみを行うとする発注指示を行わないことを徹底するとともに、通信建設会社による加入者への事前連絡を徹底させることにより、非効率な派遣工事の発生を防止して、加入者回線設備の維持に要する費用の節減を図る処置を講じた。

これにより、派遣工事に係る請負工事費が不経済となっている事態が改善され、12億円(25年試算:12億円)の是正改善効果が生じたと推計される。

(24) 独立行政法人農畜産業振興機構が公益法人等に補助金等を交付して設置造成させている基金が保有する資金について有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの（平成21年度決算検査報告p. 830・処置要求事項）（独立行政法人農畜産業振興機構・指摘金額 368億6143万円）

検査報告の要旨（本院の所見等）

農林水産省又は独立行政法人農畜産業振興機構の補助金等の交付を受けて実施される事業には、補助金等の交付を受けた公益法人等が、当該補助金等を財源として造成した基金により、畜産関係団体や生産者等に対して貸付け、債務保証、利子助成、補助等を行っているものがある。これらの基金のうち機構所管の14基金において、①生産物価格の低落等の異常時に備えるためとして、必要以上に多額の資金を保有していたり、②当面使用する見込みのない多額の資金を保有していたり、③事業実績額等の支出が借受者からの貸付金の回収額等の収入を下回るなどして必要以上に多額の資金を保有していたりなどして、貴重な財政資金が有効に活用されていない事態が見受けられた。

したがって、農林水産省及び機構において、各基金に係る事業の在り方について幅広く検討し、上記の基金を造成している公益法人等に、補助金等相当額を国又は機構に返還させた上で必要に応じて年度ごとに補助金等を交付することにより事業を実施させたり、資金保有額を縮減して補助金等相当額を国又は機構に返還させたりなどして、財政資金の有効活用を図る要がある。

当局の是正改善

農林水産省及び機構は、本院指摘の趣旨に沿い、基金の規模や事業内容についての見直しを行い、平成25年度中に機構所管の3基金において基金を廃止するなどして補助金等相当額計11億円（25年試算：14億円）を機構に返還させた。

(25) 社会保険診療報酬の所得計算の特例に係る租税特別措置が有効かつ公平に機能しているかの検証を行い、当該特例について、その目的に沿ったより適切なものとするための検討を行うなどの措置を講ずるよう意見を表示したもの（平成22年度決算検査報告p.136及び290・意見表示事項）（財務省及び厚生労働省・指摘金額 32億1109万円）

検査報告の要旨（本院の所見等）

多額の自由診療収入があっても社会保険診療報酬の金額が5000万円以下であることにより特例を適用していたり、特例の概算経費率と実際経費率に開差があることにより多額な措置法差額が生じていたり、特例適用者のほとんどが実際経費を計算した上で、概算経費と比較して有利な方を選択していたりする事態が見受けられた。

したがって、財務省及び厚生労働省において、特例が有効かつ公平に機能しているかの検証を行い、特例について、その目的に沿ったより適切なものとするための検討を行うなどの措置を講ずる要がある。

当局の是正改善

財務省が本院の指摘を平成23年11月に税制調査会に示した結果、平成24年度税制改正大綱（平成23年12月10日閣議決定）で、本件については、厚生労働省において特例の適用実態を精査した上で、25年度税制改正において更に検討することとされた。

厚生労働省は、上記の大綱を受けて24年6月から同年8月に特例の適用実態の調査及び特例の制度の在り方について検討を行い、その結果を同年11月に税制調査会に報告した。また、財務省は、その検討結果について確認等を行った。

この結果、平成25年度税制改正の大綱（平成25年1月29日閣議決定）において、特例の適用対象者から医業及び歯科医業に係る収入金額が一定額を超える者を除外する措置を講ずることとなり、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の一部改正を含む所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）が、25年3月30日に公布され、医業事業者に係る当該改正部分については、26年1月1日から施行された。

これにより、医業及び歯科医業に係る収入金額が7000万円を超える者が特例の対象から除外されることとなり、国に納付される所得税及び法人税が10億円（25年試算：-）増加すると推定される。

1 件 1 0 億円未満の財務上の是正改善効果（26年試算）の概要

（単位：件、億円）

1. 財務上の是正改善効果の件数、金額の合計

	10億円未満		(参考)10億円以上	
	件数	金額	件数	金額
合計	503	258	25	3844

（注）端数処理の関係で、下記の内訳別の表の金額を集計しても合計の金額とは一致しない。

2. 掲記区分別内訳

	10億円未満		(参考)10億円以上	
	件数	金額	件数	金額
不当事項	285	61	1	25
意見表示・処置要求事項	86	135	16	1742
処置済事項	127	61	7	1662
特記事項	—	—	—	—
随時報告	2	0	1	413
国会要請事項の報告	3	0	—	—
特定検査状況	—	—	—	—

3. 掲記年度別内訳

	10億円未満		(参考)10億円以上	
	件数	金額	件数	金額
平成20年度決算検査報告	4	7	2	416
平成21年度決算検査報告	47	58	9	929
平成22年度決算検査報告	53	28	6	207
平成23年度決算検査報告	53	23	3	273
平成24年度決算検査報告	269	94	3	465
平成25年度決算検査報告	77	46	2	1551

Q & A

(財務上の是正改善効果と指摘金額等の関係)

Q 1 財務上の是正改善効果と指摘金額、背景金額はどのような関係にあるのですか。

A 1 指摘金額は、租税や社会保険料等の徴収不足額、工事や物品調達等に係る過大な支出額、補助金等の過大交付額、管理が適切に行われていない債権等の額、有効に活用されていない資産等の額、計算書や財務諸表等に適切に表示されていなかった資産等の額等であり、背景金額は、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認める場合や、政策上の問題等から事業が進捗せず投資効果が発現していない事態について問題を提起する場合等において、指摘金額を算出することができないときに、その事態に関する支出額や投資額等の全体の額を示すものであり、これらは不適切、不合理な会計経理の規模あるいはこれらに関連する支出等の規模を表しているものといえます。一方、財務上の是正改善効果は、国等の検査対象機関に一定の期間中に財政、財務面でプラスの便益をもたらした是正改善について、計数確認について検査対象機関の協力も得つつ、その規模、程度を金額で表示しているもので、会計検査活動がもたらした効果の一つを表すものといえます。

(検査報告等と是正改善の因果関係)

Q 2 財務上の是正改善効果が得られたのは、全て会計検査院の会計検査活動の結果であるといえるのですか。

A 2 検査報告等に関する財務上の是正改善効果を把握している事項には、本院の会計検査によりはじめて不適切な事態が明らかとなりその是正が図られたものや、本院の是正や改善の要求に基づき、また、本院が事業効果・事業運営等の見地から広く問題を提起して事態の進展を促すなどのため特に検査報告に掲記したことに対応して、検査対象機関において是正改善が図られたものがあります。さらに、検査報告の国会への提出前に随時に国会及び内閣に報告したもの、国会からの検査要請を受けその検査結果を報告したもの、国民の関心が高い問題で特にその検査の状況を明らかにする必要があると認めて検査報告に掲記したもの、については各報告において所要の措置を講ずるなどして改善を図る必要のある事態などについて本院の所見を示しており、これらについて、国会で議論されたり、検査対象機関が本院の所見も踏まえるなどして是正改善策を検討したりなどして、その結果、所要の措置が執られ事態の改善が図られてきているものもあり

ます。

このように、検査報告等に関する財務上の是正改善効果は、専ら本院の会計検査活動によってもたらされたものばかりではなく、本院の会計検査活動、国会での議論、検査対象機関における是正改善の努力等が相まってもたらされたものも含まれています。

(検査報告等に関する財務上の是正改善効果で把握されない是正改善や効果)

Q 3 検査報告等に関する財務上の是正改善効果では把握されていない是正改善や効果はないのですか。

A 3 意見表示・処置要求事項や処置済事項の中には、本院が一部の部局、契約、事業等に係る会計経理を抽出して検査し、不適切、不合理等と認められる会計経理の発生原因となっている仕組み等自体を改善させるものがあります。また、本院の指摘を受けて、検査対象機関が他の部局、契約、事業等で同様の事態がないか点検を行い、その結果、是正改善を行うことがあります。このような場合、本院が検査し、指摘した部局、契約、事業等以外の部分にも財務上の是正改善効果は及ぶこととなりますが、本院において確実に効果の規模が把握できていないものについては、今回の試算には含んでいません。

会計検査活動により得られる効果には様々なものがあり、会計検査活動による直接的な効果であっても、利用が低調な施設や制度の利用率を向上させるなど事業効果の発現を改善したもの、不適切な設計や施工による工事目的の不達成状態に対する手直し工事の実施による是正、会計法令違反や特別会計財務書類等に係る表示の誤り等の是正であって直接財務面での便益にはつながらない是正改善については、財務上の是正改善効果として計上していませんが、それぞれの内容に応じた様々な是正や改善が図られています。

また、検査の結果、検査対象機関において、会計事務に係る是正改善が行われて事務の適正化、効率化や透明性の向上が図られたり、内部統制が十分機能するための体制が整備されたりするなどの効果が生じることがありますが、これらの効果は、通常は金額で表示することが困難であることから、財務上の是正改善効果の対象とはしていません。

さらに、検査の結果は、支出要件の適正化等の形で翌年度以降の予算へ反映されることがあり、これらも会計検査活動によって得られる効果の一つではありますが、その執行が確認できないものや検査報告との因果関係が明確でないものについては、財務上の是正改善効果の対象とはしていません。

加えて、本院は様々な機会を捉えて検査報告掲記事項等を検査対象機関やその内部監

査担当部局に詳しく説明し、その周知を図っており、各府省等が、他の検査対象機関に係る検査報告掲記事項等を参考として、同様の事態の有無を自ら調査して是正する効果や、経理執行等に気を付けるため同様の事態の発生が未然に防止される効果も財務上の是正改善効果の対象とはなりません。

一方、会計検査活動による間接的な効果として、検査対象機関は証拠書類を定期的に本院に提出し書面検査を受けると同時に、毎年あるいは数年に一度は会計実地検査を受けており、これが相当な牽制となって、違法不当な会計経理が未然に防止されていると考えられ、この牽制効果も大変大きな役割を果たしています。

このように本院の会計検査活動は、財務上の是正改善効果として把握したもの以外にも、種々の是正改善や会計規律の維持・向上に役立っています。

(海外の会計検査院における効果の把握状況)

Q 4 海外の会計検査院でも検査の効果を把握しているのですか。

A 4 米国や英国の会計検査院では、検査の効果を把握する取組を行っています。米国会計検査院 (Government Accountability Office, GAO)、英国会計検査院 (National Audit Office, NAO) とも会計検査活動 (による指摘や勧告等) と検査対象機関等で執られた是正、改善の措置との間に因果関係が認められる場合に、検査の効果としています。米国会計検査院では、金額で把握できる検査の効果を財務便益 (Financial Benefit) とし、毎年度の年次報告書 (Performance and Accountability Report) に記載しています。また、英国会計検査院では、検査の効果を財務効果 (Financial Impact) として、年次報告書 (Annual Report and Accounts) にこれを記載しています。一方、検査の効果として金額で把握できる効果を公表していない国もあります。このような違いは、検査の効果に対する各国の考え方が異なることによるものと考えられます。

米国会計検査院と英国会計検査院では、その後の状況をフォローアップするなどして、改善の措置が執られて効果が得られることとなった場合に、その規模を金額で把握しています。

米国会計検査院、英国会計検査院とも、仮に会計検査活動による指摘や勧告等 (に対する検査対象機関等の措置) がなされなかった場合にはこのようになっていただろうという状況と実際に是正改善された状況とを対比して効果を算定しているものがあります。

報告書や勧告がもたらす効果の把握期間については、米国会計検査院では検査対象機

関の措置が執られた段階で将来に発生する効果も含めた複数年（5か年）分を一括して計上したり、英国会計検査院では一つの報告書に関して繰り返し生じる効果がある場合に、適当な期間にわたり毎年効果を計上したりなど、複数年間にわたり効果を計上しています。本院では、既往5か年の検査報告掲記事項等について1年間の是正改善を把握することとしており、これは、毎年同様の取組を行うことを前提とした場合、一つの事項で複数年間効果を把握することとなることから、両国と同様に複数年間にわたり効果を算定していると言えます。

いずれの国においても、会計検査院の会計検査活動のみの結果ではなく、議会や検査対象機関の努力が相まって効果が得られているものもあると考えられます。これに関し、英国会計検査院では、会計検査院と検査対象機関の効果に対する寄与度を勘案して、効果の金額に寄与率を乗じることにより財務効果を算定しています。本院及び米国会計検査院は、寄与度を勘案することなく、全額を財務便益として算定しています。

（再発防止が図られた場合の是正改善の考え方）

Q5 再発防止が図られた場合の財務上の是正改善効果は、どのように捉えるのですか。

A5 再発防止は、不適切、不合理な会計経理の発生原因となった会計経理処理や業務遂行等に係る制度や仕組み上の問題点を改善させた結果、改善させた制度や仕組みによってその後の不適切、不合理な会計経理の再発の防止が図られるものです。

そして、仮に本院の指摘がなければその後も同様の事態が同程度生じていたであろうとの前提に立って、これを未然に防止したことをもって財務上の是正改善効果としています。こうした再発防止効果は、一般に、一定期間継続すると考えられますが、制度や仕組みは、社会経済情勢や行政に対するニーズの変化に応じて、また、検査対象機関による定期的な見直しにより変化していくものであり、再発防止の前提となる状況が変化せず財務上の是正改善効果を計上できる期間には一定の限度があると考えられます。

そこで、本院では、再発防止策の効果が継続して生ずると考えられる場合の財務上の是正改善効果であっても、行政機関等における様々な基準等が5年程度で改正等されていることなどを勘案して、再発防止策が機能し効果が継続していることを確認の上、最長5年間にわたり毎年の試算ごとに1年間分の財務上の是正改善効果を計上することとしています。

なお、海外の会計検査院でも、仮に勧告等がなされなかった場合はこのようになっていただろうという一定の仮定による効果の算定も行っているところもあります。そして、

効果を把握する期間については、米国会計検査院では、改善の措置が執られた時点で将来分を含め例えば5か年分を一括して計上するなどしています。英国会計検査院では、事項ごとに繰り返し効果を生じる期間を設定し、その間毎年効果を計上することとしています。

(本年の試算の特徴)

Q6 26年試算の主な特徴は何ですか。

A6 26年試算の主な特徴は、25年試算に引き続き、公益法人等が保有する基金等に係る余剰資金等や独立行政法人の不要財産を国庫に返還等させたり、多額の剰余金が生じている特別会計への一般会計からの繰入額を減額させるなどしたりしたことによる是正改善効果が全体の大部分を占めていることです。

そして、財務上の是正改善効果が10億円以上のものは25件と、25年試算の28件とほぼ同程度の件数となっており、次のような掲記事項等からの効果が多くなっています。

① 公益法人等が保有する基金等に係る余剰資金等を国庫へ返還又は有効活用させたものの(p.9「財務上の是正改善効果の発現態様」のA)

10件 NO.2、NO.3、NO.10、NO.11、NO.12、NO.14、NO.15、NO.17、NO.18、
NO.24

計1471億円

② 多額の剰余金が生じている特別会計への一般会計からの繰入額を減額させるなどしたものの(p.9「財務上の是正改善効果の発現態様」のB)

3件 NO.4、NO.5、NO.6

計1118億円

③ 独立行政法人の不要財産を国庫納付させたもの(p.9「財務上の是正改善効果の発現態様」のC)

2件 NO.1、NO.7

計922億円

(注) 各件数の後に掲げたNO.は、「1件10億円以上の財務上の是正改善効果(26年試算)の概要」(pp.9-37)において、各事項に付した番号に対応しています。

これら①から③までの合計は3513億円に上り、26年試算の財務上の是正改善効果4102億円のうち85%を占めています。

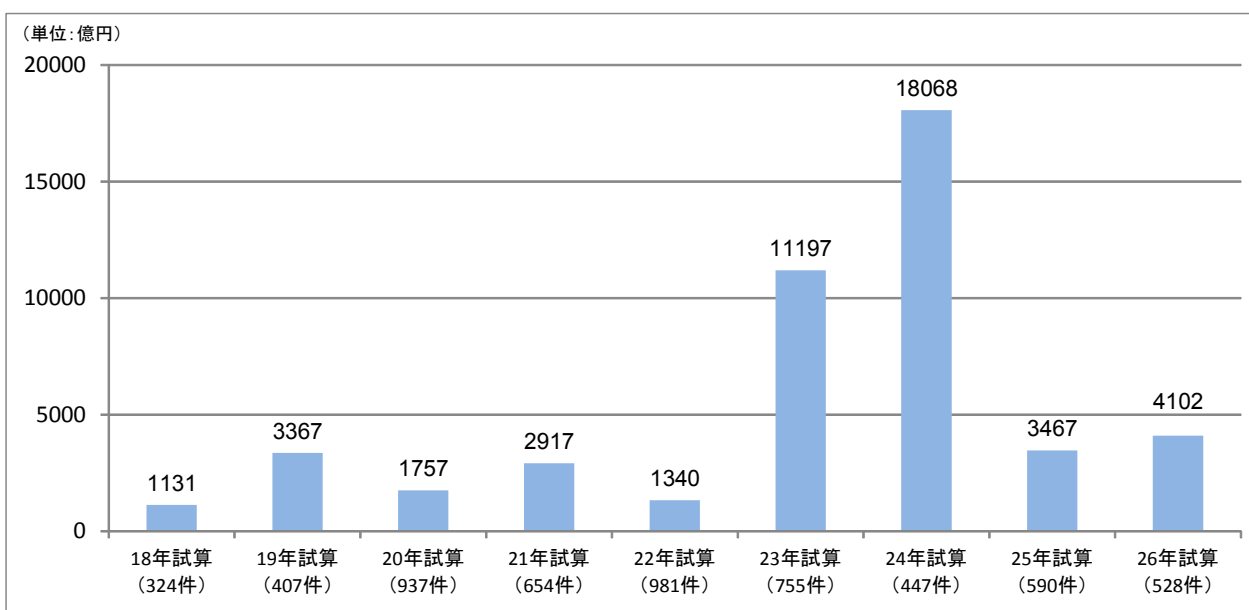
(財務上の是正改善効果の推移)

Q7 是正改善効果の試算はいつから行っているのですか。また、これまでの是正改善効果はどのように推移してきていますか。

A7 本院は、19年に18年試算を公表して以降、毎年、是正改善効果を試算してきており、本年で9回目の試算となります。

これまでの是正改善効果の推移は下図のとおりとなっています。

(図) 財務上の是正改善効果の推移



(注) 22年試算から金額の把握時期等の一部を変更したため、21年試算までと単純な比較はできない。

なお、24年試算及び23年試算は、他の年の試算に比べ金額が突出していますが、これは、24年試算には「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定における利益剰余金につき、国庫納付が可能な資金の額を把握し、将来においても、余裕資金が生じていないか適時に検討することとする」とともに、これらの資金が国庫に納付されることとなるように適切な制度を整備するよう意見を表示したもの(是正改善効果1兆2000億円)等、1件で是正改善効果が1000億円以上の事項が2件、計1兆3769億円含まれており、また、23年試算には1件で是正改善効果が1000億円以上の事項が4件、計8906億円含まれていることなどによります。